

# 性ビジネスに従事する女性を支援する団体の活動内容の分析

— 婦人保護事業の補完性・代替性・協働性の視点から —

## Analysis of the Activities of a Private Organization Supporting Women in Sex Business:

Perspectives on the Private Sector's Complementarity to,  
Substitutability for, and Cooperativity with the Women Protection Program

米 津 敦 子  
Atsuko YONEZU

### 論文要旨

女性を取り巻く環境が大きく変化する過程で、女性が抱える問題は多様化し、婦人保護事業も保護範囲を拡大してきた。しかし婦人保護事業は売春防止法に依拠し、支援内容に限界がある。本研究では、貧困をはじめとする困難を複合的に抱え性ビジネスに従事する女性を対象に支援を行う団体の活動に焦点をあて、その活動実践の内容を整理し、婦人保護事業との間にある関係性を明らかにすることを目的とする。

研究対象とした団体 A の活動・支援はアウトリーチ、相談支援、同行支援、就労支援、情報共有・発信の5カテゴリーに分類し、アウトリーチが支援団体独自の活動であり、相談支援、同行支援、就労支援、情報共有・発信については、婦人保護事業に対する補完性があることを明らかにした。また団体 A のアウトリーチ活動は、要支援者の発見に留まらず、被害防止、危機管理、啓発、情報収集の意味を持ち、アウトリーチ後の相談支援、同行支援、就労支援、そして情報共有・発信に大きくプラスの影響となっていることが明らかとなった。なお、性ビジネスの出口支援は容易ではなく、望まない性ビジネス従事からの卒業と昼職への転職、そして定着、が今後の性ビジネスに従事する女性の支援において、一つの課題であることも明らかとなった。

キーワード：婦人保護事業、困難な問題を抱える女性、性産業、性ビジネス、アウトリーチ

Keywords : Women Protection Program, Women in difficulty, Prostitution Prevention, Sex Business, Outreach

## 1. 研究の背景

戦後、日本は1985年に男女雇用機会均等法<sup>1)</sup>を制定するなど、女性が社会で活躍することを後押ししてきた。その結果、女性の就業が進み、女性たちが結婚、出産、育児などでキャリア形成を諦めなければならなかった状況も変わりつつある。他方で1988年から2016年の約30年間で母子世帯は約1.5倍に増加し(内閣府2022: 25)、20歳以上の女性の単独世帯数は1980年から2020年の約40年間で3.1倍(うち未婚

は2.3倍)となり(内閣府2022: 31)、このような変化に伴い新たな女性問題が生まれ、2011年12月の朝日新聞では、「単身女性、3人に1人が貧困」(朝日新聞2011)と、女性の貧困が社会問題として提起された。2014年の「社会保障は性産業に敗北した」、というある支援団体の代表の発言では、就労、住居、保育などを揃える性産業<sup>2)</sup>がセーフティーネットのような機能を持ち、困難な問題を抱え生きづらさを感じている女性たちの中に、性産業につながっている女性が存在することが、世間に周知された。しかし、2020年初頭から始まった世界的な新型コロナウイルス感染拡

大では、性産業において現金日払い収入を頼りに生活をしている女性が一気に困窮状態に陥り（坂爪 2021: 26）、性産業のセーフティネット的機能を崩壊させることとなった。新型コロナの影響で生活に困窮する女性が路上売春をするケースも増え、警視庁は 2022 年 4 月に、売春する女性を支援につなげるための専門相談員を、全国で初めて設置した（NHK NEWS WEB 2022）。

性産業や路上売春など、性ビジネス<sup>3)</sup>に従事する女性が活用できる公的支援として、婦人保護事業がある。女性に特化したこの事業は根拠法を売春防止法とし、当初は「要保護女子」の転落の未然防止と保護更生を図ることを目的に 1956 年にスタートした。婦人保護事業は、①婦人相談所、②婦人相談員、および③婦人保護施設、の三機関を軸とし、その他の社会福祉、教育、警察などの関連機関と連携する体制をとっている。支援の入り口となる婦人相談所は、2022 年 4 月現在、全国に 49 か所に存在する（厚生労働省 2023: 17）。婦人保護事業は女性を取り巻く環境の変化に対応しながら、DV、ストーカー、性暴力・性犯罪や人身取引被害者の他、家庭関係破綻や生活困窮などの問題を抱える女性も保護対象とするなど、保護要件範囲を徐々に拡大させ、婦人相談員の数も増加していった<sup>4)</sup>。婦人相談員が受け付けた相談実人員（来所相談および電話相談等）は増加傾向にあるが（厚生労働省 2023: 43）、婦人相談所および婦人相談員が受付けた来所相談の内容は、2021 年度では全体の 56.1% が暴力被害相談で（厚生労働省 2023: 12）、婦人相談所+DV センターの 2 枚看板を掲げつつ、実態的には DV 対応が主であり、婦人相談所の DV センター化というねじれ構造を、戒能・堀は指摘する（戒能・堀 2020: 49）。そして、多様化、複雑化、複合化する女性をめぐる課題は、保護要件の範囲を拡大させても、婦人保護事業そのものが売春防止法に法的根拠を有するため、支援の限界がありニーズに応えることが出来ず、生きていくために、性産業を選択する女性を生まれさせている。さらに、コロナ禍で顕在化した、家庭等に居場所がない若年女性たちに婦人保護事業が十分対応できていないことも、近年問題となっている（厚生労働省 2021: 2）。

現在、問題を抱えながら性ビジネスに対する社会的な支援は、「社会保障は性産業に敗北した」のスローガンが発せられた前後に誕生した支援団体によって、婦人保護事業を実質的に一部代替するような形になっ

ている。これら若き支援団体の取り組みは、社会福祉制度につながらない女性たちに接近し、個々の抱える問題を一緒に整理し、課題の解決、あるいはその緩和を目指す、アウトリーチの援助手法を活動の主軸とする。なお、婦人保護事業の設立当初行われていた「地域巡回（支援ニーズの発掘）」は、現代においてほとんど行われていない。支援団体の活動は、長年置き去りにされてきた、と言われる婦人保護事業の変革に大きく影響を与え、2024 年に施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、「困難女性支援法」）の第 13 条<sup>5)</sup>には、都道府県及び市町村が「民間団体との協働による支援」を行うものと定めている。

## 2. 先行研究の検討

性ビジネスへとつながる理由はそれぞれ異なるが、性ビジネスに従事する女性の一部は、生活困窮などの問題を抱える。某デリバリーヘルス店で調査を行った熊田は、女性たちがそこで仕事をするのは、生存するだけの生を避けるための手段、あるいは生存という目的においてさえも最後の砦、という状況であると分析する（熊田 2017: 41）。坂爪は、複合化した困難を抱えている女性にとって、性産業は学歴や社会経験などが不問であり、短時間・高収入、日払い、などの条件により、性産業の中で働くことが複雑にもつれ合った困難を断ち切る「快刀」であり、同時に生活を立て直すための唯一の「解答」になっている、と考察する（坂爪 2018: 80-81）。2017 年に実施された「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」<sup>6)</sup>では、若年女性を支援する団体インタビューにより、①繁華街アウトリーチで声をかける若年女性は、帰宅困難、または家庭内に居場所がないため、宿泊費や食費を稼ぐために援助交際<sup>7)</sup>にかかわるケースが多い、②メールで相談してくる女性は、援助交際などの性ビジネスに従事し、自傷行為に陥っているケースが多い、③援助交際などの性ビジネスに携わる女性は、妊娠や性感染症の医療的ニーズを有するケースもある、ことが明らかにされている。これらの女性は、様々な問題を抱えながらも幼少期より家庭や学校で見過ごされ、体を売って自立することの何が悪いのか、という意識を持つ、と支援団体は述べている（「婦人保護事業調査」ワーキングチーム 2018: 146）。このように、困難を抱えながら性ビジネスに引き寄せられている女性たちの

実態が、明らかにされている。

宮本は、性ビジネスに巻き込まれ生活破綻をきたしている女性らの支援に、現在の婦人保護事業が積極的に切り込めておらず、性ビジネスへの介入自体が婦人保護事業そのものでは難しい、と分析している（須藤・宮本 2013: 33）。婦人保護事業の利用を妨げる要因として、①施策を超えた総合的な支援が出来ていない（縦割り行政）、②制度や法の隙間に落ち込み、支援対象から外されてしまう女性が存在する、③児童福祉法と婦人保護事業の間に対象年齢による制度のはざま（18歳と19歳）がある、④連携の仕組みが未整備のため婦人保護事業につなげる機会を失う場合がある、とし、支援に結びつかず生活が破綻し、社会に埋没したまま生活のために性ビジネスに従事する女性が少なくない、と分析する（戒能・堀 2020: 112-3）。そして、婦人保護事業の問題点として、婦人保護施設の現場でさえも社会構造が買春を発生させるという認識に欠如し、性ビジネスに従事する女性が特殊な女性で、彼女らの特別な問題として捉えられていることがまればない、と宮本が指摘する（須藤・宮本 2013: 37）。青山は、性ビジネスに従事する人々は犯罪者あるいは逸脱者として社会的に排除され、公序良俗にかなうよう保護更生されるべき対象としてあつかわれることもあり、それはジェンダーとセクシュアリティにおけるバイアスが関係すると述べる（青山 2014: 224-5）。また宮本は、この半世紀の間、女性以外の社会福祉分野に関する福祉関連法は変化を遂げている一方、婦人保護事業の根拠となる売春防止法は社会の動きから断絶し、社会福祉の中の女性の扱われ方の象徴のようにも思える、と述べる（須藤・宮本 2013: 36-7）。要は、売買春に関する政策などの議論や調査に当事者がほとんど含まれておらず、福祉か性ビジネスか二者択一を迫るのは当事者にとって現実的ではなく、性ビジネス従事を否定しない福祉であるべき、と訴える（要 2017: 118-9）。このように、婦人保護事業の問題点は売春防止法に依拠するため、制度的な不備や欠陥が是正されず、結果として仕方なく性ビジネスに従事する女性が発生している。

婦人保護事業の限界により放置されている人々を支援しようと、支援団体が近年徐々に誕生し、団体の実践活動に関する研究も発展を始めている。木下と及川は、性産業という領域で、生活・法律相談の普及と定着への広がり試みる支援団体の活動について、アウトリーチから相談支援体制構築までの工程を整理してい

性ビジネスに従事する女性を支援する団体の活動内容の分析

る。性産業の中での「直接アウトリーチ」に到達するため、また相談支援を継続的に行うためには、複数の「間接的アウトリーチ」が必要であることを明らかにしている（木下・及川 2016）。荒井は、児童家庭福祉からこぼれ落ちた若年者をメインターゲットにアウトリーチを行う支援団体を対象とした研究で、すでに性産業やJKビジネスにかかわりがある若年者の場合、支援団体との関係構築は難しく、性産業やJKビジネスに入る前のタイミングでの介入が有効であることを明らかにしている。また、すでに性ビジネスで高収入を得る女性や、高いQOLを求める若年女性は支援を求めておらず、支援団体の限界も示唆している（荒井 2019: 162）。柴田は、女性支援団体の活動が、性産業に結びつくプロセスの背後にある問題「人口問題」（就労問題、居場所問題、生きづらさの問題）に、支援団体の啓発プログラムが間接的にアプローチしていること、また性産業への固定化をまねく問題「中・出口問題」（経済的貧困の助長、不安定な精神状況の悪化、人間関係の希薄化、履歴書の空白期間の長期化、生きづらさの不可視化・置き去り化）には、対象者への直接的支援がアプローチしていること、を明らかにしている（柴田 2016）。

しかしこれらの先行研究では、性ビジネスに従事する女性を支援する団体活動について、婦人保護事業の活動との関係性はまだ明らかにされていない。

### 3. 研究の目的

2024年に施行される困難女性支援法では、アウトリーチ等を積極的に行う民間団体と連携した、支援対象者の早期発見への取り組みをあげている。困難女性支援法の施行に向け、今後、新たな性ビジネスに従事する女性を支援する団体が設立される場合、現存する支援団体の活動が一つの指標になると考えた。

そこで本研究は、国内で活動する性ビジネスに従事する女性を支援する団体に焦点をあて、その活動実践の内容を整理し、婦人保護事業との間にある関係性（補完性、代替性、あるいは協働性）、を明らかにすることを目的とする。

### 4. 「性ビジネス従事女性」を支援する団体活動調査の対象と方法

#### 1) 支援団体の把握と調査対象の設定

本研究では、性ビジネス従事女性を支援対象に含む

日本国内の支援団体に焦点を当てる。

調査対象として、①ウェブサイト、新聞、インターネット記事、文献等により団体活動が社会的に認知されており、②社会問題と性ビジネスの関係性を団体が提起しており、③支援対象者に「性ビジネス従事女性」が含まれることが団体情報で確認でき、④現時点で活動中である、の四点を条件とした結果、4団体を把握できた。条件③については、日本国内には女性を支援する団体は多数存在し、対象者が偶然的に性ビジネスに従事する女性を含むケースも多くあり得るが、団体活動として対象者を「性ビジネス従事者」にあげていることを条件に組み込んだ。

要は性ビジネス従事者支援団体を、性ビジネスに従事する「当事者」が主体か、あるいは「非当事者」かに分け、その運動を、矛盾解消・ジェンダー平等に向けた活動「反差別」、性ビジネス従事者の権利擁護活動「アドボカシー」、性ビジネスの中外にある課題解決を目指す活動「課題解決」、の3つに分けており、性ビジネス従事者支援団体の特徴として、(一)当事者+反差別、(二)当事者+アドボカシー、(三)当事者+課題解決+アドボカシー、(四)当事者+課題解決、(五)非当事者+課題解決、の5つに分類している(要2020:55)。日本では、(五)非当事者+課題解決が主で、生活上の課題解決、性ビジネス従事からの卒業準備、転職支援、性暴力等被害者支援、が中心である。4団体A～Dのうち、婦人保護事業の保護対象である生活困窮者、DV被害者、ストーカー被害者、性暴力・性犯罪被害、人身取引被害者、を支援対象と

しているのは(五)非当事者+課題解決の団体、A、BおよびCである。Dは「(三)当事者+課題解決+アドボカシー」と、性ビジネス従事者の権利擁護が含まれており、性ビジネスに従事する中での課題解決を目指しており、対象外とする。またBとCがメインとする支援対象者は性産業従事者であるが、Aは売春女性を含む性ビジネス従事者全般を支援の対象としており、売春を行うおそれのある女子が事業の対象として含まれる婦人保護事業により類似性があるため、本稿では団体Aの活動事例研究とする。

## 2) 用語の定義

本稿において「性産業」は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の第一章第二条五項に定義される「性風俗関連特殊営業」とし、法律によって規制されているものをさす。「性ビジネス」は、合法の性産業に違法である売春や援助交際など含めた、性サービスの提供によって金銭の受け取りが発生する行為全般をさす。

また「夜職」は、接客サービスを伴う飲食店勤務と性ビジネス全体を含めるものをさし、「昼職」は「夜職」以外の職業として定義する。

## 3) 調査方法・内容

表1に示した支援団体Aに対し研究協力依頼をメールにて依頼し、承諾を得たうえで各団体代表への半構造化インタビューをオンライン形式で2023年4月に実施し、ICレコーダーで録音した。事前に団体Aの

表1 支援団体の把握と調査対象

団体	主な支援内容	団体の直接的支援の対象者	該当する性ビジネス従事段階別支援レベル	要の支援団体分類
団体A (調査対象)	性的搾取や性犯罪被害支援 性ビジネス従事者支援	性犯罪被害者、 夜職従事者	cがメイン a, b, d, eも含む	(五)
団体B	性ビジネス従事者を対象とする 福祉・法律相談支援	性ビジネス従事者	cがメイン b, d, eも含む	(五)
団体C	性的搾取や性犯罪被害支援 性ビジネス従事者支援	性犯罪被害者、 性ビジネス従事者、 性ビジネス未従事者	cがメイン b, d, eも含む	(五)
団体D	性ビジネス従事者の人権擁護 (当事者団体)	性ビジネス従事者	cがメイン a, b, d, eも含む	(三)

性ビジネス従事段階別支援レベルの分類

- a. 性ビジネス従事入り口手前支援 = 性ビジネス未経験者(従事しようか考えている人)
- b. 性ビジネス従事入り口すぐ後支援 = 性ビジネス従事初心者(従事～3ヶ月程度)
- c. 性ビジネス従事中支援 = 性ビジネス従事経験3ヶ月以上の人
- d. 性ビジネス従事からの卒業支援 = 性ビジネスとは別の、セカンドキャリアへの転職を希望する人
- e. 性ビジネス従事卒業後支援 = 性ビジネス従事を辞めた人

活動に関して団体ホームページ、文献、新聞記事、インターネット記事等によって活動概要を整理し、追加情報が必要な活動や不明点などを中心にインタビューガイドを準備した。なおインタビューガイドは大きく支援対象と支援内容の二つに分け、①支援の2本柱（夜職従事者支援+被害者支援）、②アウトリーチで確認できた新型コロナウイルス感染拡大前と後の変化、③夜職従事者向けの立ち寄り所について、④夜職からの卒業支援の内容、を含めた。

#### 4) 倫理的配慮

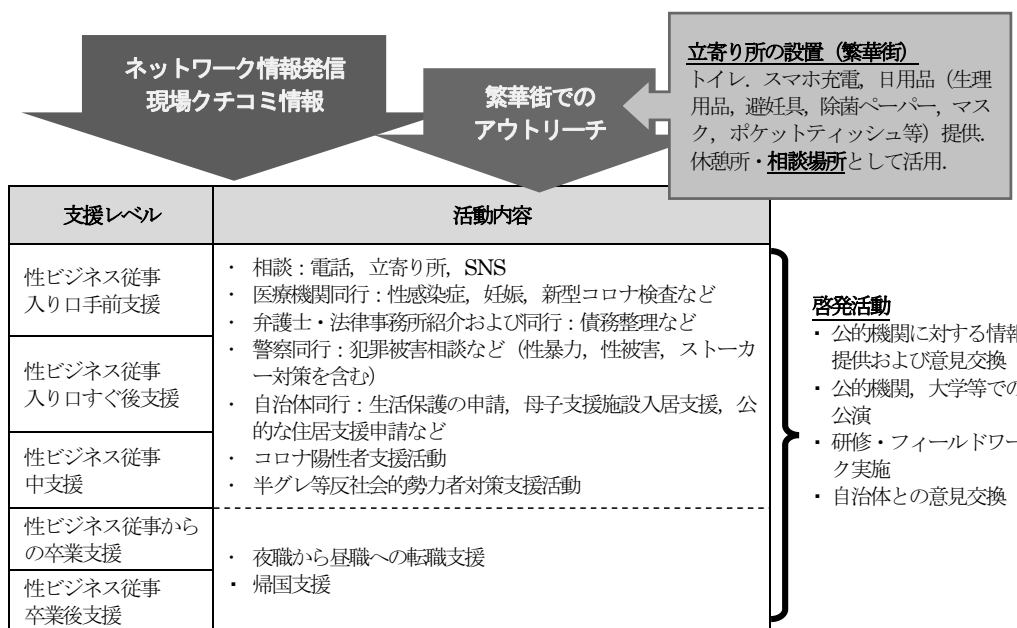
日本福祉大学大学院「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会の承認（承認番号 22-018）を得て調査を実施した。対象とする支援団体責任者には文書および口頭にて研究の目的と方法、個人情報の情報収集は行わないこと、インタビューの中で個人情報の共有があった場合もそれを公にすることはしないこと、研究参加は自由意志で一度同意した場合でも後日いつでも撤回可能であることを説明し、同意を得た。

### 5. 「性ビジネス従事女性」を支援する団体活動調査の結果

団体 A の活動概要は、以下図 1 のとおりである。支援対象を職業分類すると、①直引きの売春者、②性産業他、ガールズバー、キャバクラ、コンセプトカフェ<sup>8)</sup>等を含めた風俗関係者。③①と②に該当しない

人、④家出少年少女、の4分類となった。

団体 A のアウトリーチ活動の概念は、「対面で声掛けする。」とし、活動の理由は、第一に自分から声をかけられない人が一定数存在するため、第二に性被害や性搾取の被害を防止するため、である。困った際の相談先として頼れるよう、連絡先の印刷してあるメッセージカードを準備しているが、それだけでは受け取ってくれないので、カイロ、コロナ禍ではマスクなどを一緒に渡す。団体 A による性ビジネス従事者支援は「社会福祉実践がこれまで踏み込んでこなかった領域」である。若年女性対象のアウトリーチは他団体も実施しているが、ニッチでまだ手が届いていない性ビジネス従事者を含む夜職従事女性を対象とし、売春をする女性が増加している繁華街周辺のアウトリーチを団体 A は行っている。声掛けは 10 代から 20 代女性を中心に行うが、支援自体は年齢制限を設けていない。40 代、50 代の女性とつながることもある。女性たちは売春が違法行為であることを認識しており、相談した場合に自分が不利益を被らないか注意深く探っているため、アウトリーチでは警戒心が解けるまで、何度も粘り強く声掛けする。自治体の協力により繁華街に「夜職従事者向けの立ち寄り所」を設置し、スマートフォンの充電設備や生理用品等の日用品を置き、休憩所兼相談所のような場所となっている。団体 A の代表は、以前に別団体のアウトリーチ活動（1 回／週）に参加していたが、相談につながるのは 1～3



※日本財団のデータベース「CANPAN」とインタビューをもとに著者が作成（日本財団 2022）

図 1 団体 A 活動概要

件／年、程度であり、時間と労力を要する反面大きな手ごたえが感じらず、活動の継続が困難になった経験を持つ。それでも団体 A がアウトリーチに重きを置くのは、出向くことによって、深刻な困窮状態にある女性とつながる可能性があるため、である。

相談支援の対象者は、性ビジネス未経験者（従事しようか考えている人）も含まれる。多くの相談支援は、繰り返し行うアウトリーチの後に開始することが多い。すでに団体 A と信頼関係を構築済みの女性から、早急な支援が必要な知人を紹介されるケースもある。相談支援は、抱えている困難と一緒に整理し、主訴を確認、本人の今後の希望を聞いて、課題解決に向け必要機関に最短でつなげるようにしている。例えば妊娠、出産、性感染症など治療が必要な場合は医療機関に同行し、性被害や DV 等では警察に同行をしている。宿泊先がない、ネットカフェで暮らしている女性には、生活保護申請や住居申請に関する手続き同行など、他機関の協力を得ながら支援を行っている。

性ビジネス従事を肯定も否定もしないスタンスの団体 A であるが、本人の希望があれば性ビジネス従事からの卒業を目指し、昼職への転職を支援する。繁華街で売春をしていた女性が介護職を取得し就職したケースも数件ある。支援で就職につながった女性は、20代から40代である。東京都が運営し、居場所支援＋就労支援を行う「東京チャレンジネット」や、お試し就職が出来て就職後もサポートのある「株式会社ボーダレスジャパン」の「ステップ就職」、あるいは夜職から昼職への転職を支援する「株式会社ゼロベータ」などと協働している。他方で、昼職に就いても、仕事に馴染めない、職場での人間関係がうまくいかない、昼職の生活パターンに体がついていかない、と辞めてしまうケースも少なくないため、昼職への転職と定着が課題である。

支援外では、啓発活動として情報発信も行っている。公的機関を中心に、繁華街での現状を知りたいと講演や研修の依頼を受け、アウトリーチによって得るリアルな性ビジネスや、困難を抱える女性の現状を伝えている。「人身取引報告書 (Trafficking in Persons Report)」への情報共有もある。このような活動が他機関との連携につながることもあり、例えば警視庁が行う取り締まりで、団体 A の紹介カードを繁華街の女性たちに配布してくれたこともあった。

## 6. 考察：支援団体 A の活動と婦人保護事業の関係性

文献等から得た情報およびインタビュー調査により、団体 A の活動・支援を「アウトリーチ」、「相談支援」、「同行支援」、「就労支援」、および「情報共有・発信」の5カテゴリーに分類し、さらにサブカテゴリー分類を行い、婦人保護事業との関係性を分析した(表2)。

「アウトリーチ」については、①困難な状況にある人を見つけ出す、②性被害や搾取の防止活動、③SOS 発信先情報提供、④夜職従事者の現状把握、の4つの活動に分類できた。①困難な状況にある人を見つけ出す、は、支援が必要な人の発見を目的とする。婦人保護事業においても設立時にアウトリーチ活動が行われていたが、現在は実施されておらず、婦人保護事業との関係性はなく、支援団体独自の活動である。②性被害や搾取の防止は、アウトリーチによって行う事前の被害防止のための啓発である。婦人保護事業では地域住民に対する啓発活動が示されているが、②のように要支援者になる可能性のある女性に対する、防止の意味での啓発活動は実施されておらず、団体 A 独自の活動である。③SOS 発信先情報提供は、困難を抱えた際の団体 A の相談連絡先を、女性たちに共有することである。連絡先を夜職従事者が集まる場に自らが向いて伝えておく、という支援団体 A のような危機管理・啓発活動は婦人保護事業にはなく、団体 A の独自の活動といえる。④夜職従事者の現状把握は、アウトリーチしながら現状を把握し(情報収集)、その結果を啓発につなげていくものである。婦人保護事業では、このような現場での情報収集活動は実施されておらず、これも団体 A の独自の活動である。このように、支援団体 A のアウトリーチ活動は総じて、婦人保護事業では実施されていない独自の活動であるが、本来実施されるべき活動であるため、婦人保護事業を一部代替している、ともいえる、また単純に要支援者を見つけるだけでなく、アウトリーチ自体が被害防止、危機管理、啓発、などの意味を持つことが明らかとなった。

次に「相談支援」は、①支援対象者のもつ課題整理(複合的に課題を抱えている場合)と主訴の確認、②社会課題の発見の2つの活動に分類できた。相談支援は婦人保護事業における一つのメインの活動でもあり、当然ながら①支援対象者のもつ課題整理と主訴の

確認, を行う。しかし, 性ビジネス従事について肯定も否定せず, 現状をアウトリーチで把握している団体 A は, 女性が相談しやすい相手ともいえる。過去の経験から公的機関に対する拒否的反応を示す女性も多いが, 自らの職業を隠さずに話せるため, 課題整理がしやすいうえに支援にもつながりやすく, それが状況の悪化を防ぐことにもつながる。そのため, ここでは団体 A が婦人保護事業の補完をしているとも捉えることができる。②社会課題の発見は, 婦人保護事業でも行われている。しかし, アウトリーチを実施していない婦人保護事業では, 課題発見の限界があるため, ②の活動には婦人保護事業への補完性があるといえる。

「同行支援」については, ①病院や警察署への同行, ②生活保護申請, 母子支援施設等入居手続き同行, の二つの活動がある。①, ②とも婦人保護事業が実施しており, 団体 A は本活動において, 婦人保護事業への補完性があるといえる。

「就労支援」について, 支援団体 A は, 夜職から昼職への転職支援, を行う。婦人保護事業も就労支援を実施するが, 団体 A はアウトリーチによって性ビジネス従事者の特性を理解し, 就労に対するコンプレックスや拒否感を持つ女性に対し, なるべくハードルを下げるよう, 民間会社等との連携による支援が行われている。そのため, 婦人保護事業への補完的役割を担っているといえる。

「情報共有・発信」について, 団体 A は, 講演・勉強会・研修・情報提供, を行っている。社会の構造が仕方なく性ビジネスに従事する女性を生み出している状況を世間に発信し, 啓発の意味を持つ。また情報が共有・発信されることで, 関心を持った他団体や企業などとの協働体制の構築にも資する。繁華街でのアウトリーチを行い, 生の声に耳を傾け, 状況を直接目で見ている団体 A は, リアルな情報と現状を把握する。そのため, 団体 A は本活動において婦人保護事業への補完性を持つといえる。

## 7. 結論と調査研究の今後の課題

本研究では, 事例として取り上げた支援団体 A の活動を, 「アウトリーチ」, 「相談支援」, 「同行支援」, 「就労支援」, および「情報共有・発信」の5カテゴリーに分類したうえで, さらにサブカテゴリー分類し, 婦人保護事業との関係性を分析した。婦人保護事業が行っていない「アウトリーチ」は, 婦人保護事業

との関係では, 補完でも, 代替でも, 協働でもなく, 独自の活動である。しかし, 婦人保護事業の原点にアウトリーチがあると考えるのであれば, 団体 A のアウトリーチは婦人保護事業を代替しているともいえる。団体 A のアウトリーチ活動は要支援者の発見に留まらず, 被害防止, 危機管理, 啓発, 情報収集の意味を持ち, これらが「相談支援」, 「同行支援」, 「就労支援」, そして「情報共有・発信」に大きく関係し, より女性たちのニーズに沿った, 現実的な支援が行われていることが明らかとなった。また, 「相談支援」, 「同行支援」, 「就労支援」, そして「情報共有・発信」は婦人保護事業でも実施されている活動であり, 団体 A の活動はこれを補完していると言える。しかし, 団体 A は婦人保護事業との連携は現在なく, 協働は行われてはいない。

団体 A のような性ビジネスに従事する女性を支援する団体の誕生は, 婦人保護事業の限界によって誕生した。しかし 2024 年 4 月からは困難女性支援法が施行され, ようやく放置され続けてきた「困難を抱える性ビジネス従事女性」に対して, 公側の福祉的实践が始まる。団体 A がインタビューで「困難な問題を抱える女性と草の根でつながることが出来るのは支援団体であるが, 中長期的に人の安心安全を守れるのは行政である。」と語っていたように, 最終的に国民を守ることができるのは公的な福祉施策であり支援であるのは間違いない。困難を抱えながら仕方なく性ビジネスに従事せざるを得ない女性を, これまでのように自業自得と片付けず, 確実に支援に結び付けられるよう, 新たな視点での新たな取り組みに期待したい。

なお今後の課題として, 本稿では 1 団体のみの活動実践をとりあげており, 婦人保護事業の補完性をより明確に示すためには, 他団体活動の調査分析を実施する必要がある。また, 本事例研究にて性ビジネスの出口支援が支援団体の一つの課題であることが明らかとなったため, 望まない性ビジネス従事からの卒業と昼職への転職, そして定着, について, そのプロセス研究が今後蓄積され, 性ビジネスに従事する女性の支援に資することが望まれる。

表2 支援団体Aの活動分類

活動対象	活動・支援 カテゴリー	活動・支援	婦人保護事業との関係性
<ul style="list-style-type: none"> <li>自らSOSを発することが出来ない夜職従事者</li> <li>福祉の手が十分に届いていない夜職従事者</li> <li>今は困っていないが、何らかの困難を抱える可能性のある人</li> </ul>	アウトリーチ	① 困難な状況にある人を見つけ出す 【支援が必要な人の発見】	婦人保護事業実施要領には、婦人相談所と婦人相談員は、要保護女子等の早期発見のため「相談」業務として「巡回相談等についても配慮すること」とあるが、この「巡回」は支援団体Aのアウトリーチとは異なり、自ら発見に向かうことはない。
		② 性被害や搾取の防止 【被害防止・啓発】	婦人保護事業は「転落の未然防止」の観点が色濃く、支援団体Aのように性被害や性搾取の防止を目的とする活動はない。
		③ SOS発信先情報提供 【被害防止・危機管理・啓発】	婦人保護事業実施要領には、婦人相談所と婦人相談員は、要保護女子等の早期発見のため「相談」業務として「巡回相談等についても配慮すること」とあるが、支援団体Aのようなリスク管理・啓発の視点によるアウトリーチは行われていない。
		④ 夜職従事者の現状把握 【情報収集・啓発】	婦人保護事業実施要領には、婦人相談所と婦人相談員は、要保護女子の早期発見、転落の未然防止及び保護更生のため、地域の状況などの社会環境に関する「調査」を実施することが規定されている。しかし対支援対象者が存在する上での「調査」であり、団体Aが行う繁華街のアウトリーチによる地域の現状把握とは内容が異なる。
<ul style="list-style-type: none"> <li>困りごとがある夜職従事者</li> <li>経済的困窮から夜職(性ビジネス従事を含む)を検討している人、等</li> </ul>	相談支援	① 支援対象者のもつ課題整理(複合的に課題を抱えている場合)と主訴の確認 【要支援者の発見・被害防止・啓発】	婦人保護事業実施要領に、婦人相談所と婦人相談員は、要保護女子等の早期発見のため「相談」業務として、「問題を有する女子について巡回・電話相談等を行う」とある。問題を抱える女性たちの相談を受けるという活動においては、団体Aも同じ活動を行う。
		② 社会課題の発見 【情報収集・啓発】	相談支援は単に相談を受け支援につなげるだけではなく、相談を受けることで社会的課題が見えてくる。婦人保護事業実施要領には、婦人相談所は「地域住民に対して要保護女子の転落の未然防止と保護更生及び暴力被害女性の保護についての確かな理解と密接な協力が得られるよう努めること」とある。団体Aのように相談を受けることで新たな社会課題の発見はあると思われるが、団体Aのアウトリーチは、よりリアルな状況把握が可能となる。
妊婦、病氣・障害を抱える人、交際相手等からDVを受けている人、性ビジネス従事を辞めたい人等、現状を変えたいと希望する人	同行支援	① 病院や警察署への同行 【直面する問題の解決】	婦人保護事業実施要領には、婦人相談所は「指導・援助」業務として、公共職業安定所等の紹介、援護措置の紹介、医療機関の紹介・医学的又は心理学的な指導、各種社会福祉施設の活用等、があげられており、団体Aも同様の活動を行う。
		② 生活保護申請、母子支援施設等入居手続き同行 【生活改善】	
昼職に転職したい人	就労支援	夜職から昼職への転職支援 【就労・生活再建】	婦人保護事業実施要領には、婦人相談所は「指導・援助」業務として、「職業能力及び本人の職業適性等に適合する職業に就職することができるように公共職業安定所、職業訓練施設等に紹介すること」を規定している。団体Aも就労支援を行うが、夜職から昼職への転職の何が難しいかを認知し、民間会社との連携が行われている。
<ul style="list-style-type: none"> <li>公的機関</li> <li>外部団体</li> <li>自治体</li> <li>大学</li> <li>メディア、等</li> </ul>	情報共有・発信	講演・勉強会・研修・情報提供 【啓発・協働者の探索】	婦人保護事業実施要領には、婦人相談所は「地域住民に対して要保護女子の転落の未然防止と保護更生及び暴力被害女性の保護についての確かな理解と密接な協力が得られるよう努めること」とある。社会課題を発信する、あるいは新たな協働者を見つける、という団体Aの活動と趣旨が若干異なる。



## 謝 辞

本研究についてご指導いただきました平野隆之先生に、深く感謝申し上げます。また、お忙しい中お時間を割いて調査に協力いただきました支援団体の皆様に、心より御礼申し上げます。

(よねづ あつこ：福祉社会開発研究科社会福祉学専攻博士課程 2021年度入学)

## 注

- 1) 正式名称「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。
- 2) 本稿では、合法の性サービスを提供する産業を「性産業」と定義し、違法の売春などは含まない。
- 3) 本稿では、合法の性サービスを提供する「性産業」に、違法である売春なども含めた、性サービスの提供によって金銭の受け取りが発生する行為全般を「性ビジネス」と定義する。
- 4) 婦人相談員の数は増加傾向にあったが、2022年度では2008年以降初めて減少した(厚生労働省 2023: 47)。
- 5) 困難女性支援法の第13条には、都道府県と市町村が支援団体と協働して、困難な問題を抱える女性について、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うことが定められている。
- 6) n=49. 複数回答。
- 7) 一般的に、未成年者に金品を渡し(援助)、性行為やそれに類似する行為(交際)を行うこと。
- 8) コンセプト+カフェ(喫茶店)の意。他のカフェとの差別化を図るため、特定のテーマを取り入れたカフェで、「メイドカフェ」などが代表的。酒類を提供する場合は「コンセプトバー」と呼ばれる。

## 文 献

- 青山薫(2014)「グローバル化とセックスワーカー—深化するリスク・拡大する運動—」『社会学評論』65(2), 224-238.
- 荒井和樹(2019)「児童家庭福祉からこぼれ落ちる若年者に対するソーシャルワーク—アウトリーチを実践する援助機関参加記録からの分析」『同期福祉』26, 147-165.
- 朝日新聞(2011)「単身女性, 3人に1人が貧困 母子世帯は57%」  
(<http://www.asahi.com/special/08016/TKY201112080764.html>, 2023.04.01).
- 「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」ワーキングチーム(2018)『婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究報告書』みずほ情報総研株式会社(<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000340184.pdf>, 2023.04.13).
- 戒能民江・堀千鶴子(2020)『婦人保護事業から女性支援法へ—困難に直面する女性を支える』信山社新書。
- 要友紀子(2017)「第73回ジェンダーセッション 性風俗で働く人々と“女性自立支援”」『立教大学ジェンダーフォーラム年報』19, 117-124.
- 要友紀子(2020)「夜の街パッシング, “正義”は権力と一緒

性ビジネスに従事する女性を支援する団体の活動内容の分析

- に暴走した(特集コロナ・パンデミックと人権問題)』『部落解放』794, 50-57.
- 木下大生・及川博文(2016)「性産業で働く女性へのアウトリーチ実践展開までのプロセス—「風テラス」の立ち上げから相談会開催までの整理からの検討」『ソーシャルワーク研究: 社会福祉実践の総合研究誌』42(2), 129-137.
- 厚生労働省(2021)「婦人保護事業の強化について令和3年度全国婦人相談員・心理判定員研究協議会」厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室(<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000855184.pdf>, 2023.04.13).
- 厚生労働省(2023)『困難な問題を抱える女性への支援について』子ども家庭局家庭福祉課(<https://www.mhlw.go.jp/content/001082312.pdf>, 2023.07.28).
- 熊田陽子(2017)『性風俗世界を生きる「おんなのこ」のエスノグラフィ—SM・関係性・「自己」がつむぐもの』明石書店。
- 内閣府(2022)『令和4年版男女共同参画白書』男女共同参画局。
- NHK NEWS WEB(2022)「コロナ禍で生活困窮女性の売春増 警視庁が支援担当者配置へ」(<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220330/k10013558231000.html>, 2023.07.20).
- 日本財団(2022)「団体情報/団体一覧」(<https://fields.canpan.info/organization/>, 2023.07.29).
- 坂爪真吾(2018)『「体を売る彼女」たちの事情—自立と依存の性風俗』ちくま新書。
- 坂爪真吾(2021)『性風俗サバイバル—夜の世界の緊急事態』ちくま新書。
- 柴田敦子(2015)「性産業に従事する女性の問題構造と支援団体による多様な実践—支援団体はどこまで問題解決に接近できるのか」日本福祉大学大学院 社会福祉学研究科 2015年度修士論文。
- 須藤八千代・宮本節子編著(2013)『婦人保護施設と売春・貧困・DV問題(女性支援の返還と新たな展開)』明石書店。